

浦添市交通基本計画改定審議会傍聴要領

制定日 令和8年8月31日

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 審議会の傍聴を希望される方は、審議会の開催予定時刻の20分前から10分前までに、会場受付において傍聴者受付名簿に住所及び氏名を記入し、係員の指示に従い待機してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順に行います。傍聴者が多い場合は、入場者数をさせていただく場合があります。
- (3) 審議会の傍聴者として決定された方は、係員の指示に従い会場に入場してください。

2 傍聴者の遵守事項

審議会の傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議開催中は、会長の指示に従い静粛に傍聴すること。
- (2) 委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 会場内で飲食、喫煙等をしないこと。
- (4) 会場内で写真撮影、録音、録画等をしないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、審議会を傍聴するにあたって、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴希望者が上記「傍聴者の遵守事項」に違反したときは、これを注意し、これを改めないときは、退場していただくことがあります。